

公立保育所の建替え（民営化）に関するQ & A

【民間移管に関すること】

Q 1 公立保育所と民間保育園の違いはなんですか？

- A 1 ・ 公立保育所は市が運営し、民間保育園は社会福祉法人、学校法人、株式会社等の民間の法人が運営しています。
（民間移管においては、移管先法人は社会福祉法人と学校法人に限ります。）
- ・ 公立保育所と民間保育園は、どちらも同じく市の条例で定められた認可基準を満たし、国の定めた保育所保育指針に基づき保育を行う認可保育所です。

Q 2 公立保育所と民間保育園の保育料に違いはありますか？

- A 2 ・ 認可保育所の保育料は、市が所得等に応じて決定し、市が徴収します。そのため、公立保育所と民間保育園で保育料は変わりません。
- ・ ただし、保育料とは別の、例えば3歳以上児の副食費、連絡帳や帽子の購入費などの実費徴収部分については、園ごとに異なります。
 - ・ 新たに保護者に費用を求める場合は、事前に市と協議の上、保護者の了承を受けることとします。

Q 3 民間移管により保育に支障は出ませんか？

- A 3 ・ 民間移管の際に、職員の入れ替わりが発生しますが、移管前の一定期間、公立保育所職員と移管先法人の保育士が共同で保育を行い、子どもに影響を与えないように配慮します。
- ・ 移管後においては、一定期間、公立保育所の所長及び保育士がアフターフォローを実施し、移管後の環境変化へのフォローを行います。

Q 4 民間移管先の法人は、どのように決めるのですか？

- A 4 ・ 移管先法人は、公募により募集し、保育に関する専門家などで構成されている審議会において審査の上、決定となる予定です。
- ・ 詳細なスケジュール等は、建替えのおおよそ3年前に策定する実施計画でお知らせします。

Q 5 民間移管後、市は保育園に対して、どのように関わっていくのですか？

- A 5 ・ 保育施設の認可権者として、民間保育園に対しては、定期監査や巡回指導等を通じて適切に指導・助言を行うなど、市として責任をもって指導・監督を行います。

【民間移管後の施設・保育内容について】

Q 6 民間移管後の施設や保育内容はどうなるのですか？

- A 6 ・ 移管先法人が、民間移管後の施設や保育内容について検討します。
- ・ 原則として、従前より実施していた事業や行事は継続して行うこととし、移管先法人に対する引継ぎを十分に行ってまいります。

Q7 民間移管後の保育園では、園庭がなくなってしまうことはありませんか？

A7・ 民間移管にあたっては、認可基準に基づき園庭、遊戯室、調理室は必置となります。そのほか、駐車場、遊具の設置を求めるなど、良好な保育環境が確保されるよう取り組みます。

Q8 公立保育所で行っていた保育内容などの引継ぎはどうなりますか？

A8・ 民間移管前の公立保育所で行っていた保育内容などは、移管前の一定期間、移管先法人の園長予定者等による「引継ぎ」や移管先法人と市の保育士が共同して保育等を行う「共同保育」において引継ぎを行います。

Q9 民間移管後の園の方針について、保護者の意見を反映できる場を持ってほしいです。

A9・ 移管先法人の決定後、保護者と法人と市の三者で構成する三者協議会を定期的で開催し、移管後の保育内容などについて、話し合いを行います。
・ 移管後も運営状況を確認するため、一定期間継続して三者協議会を開催します。

【その他】

Q10 民間移管後、保育士（先生）の人数はどうなりますか？

A10・ 認可保育所の保育士は、国の基準に基づき市の条例において、児童の年齢ごとに必要な配置人数が決められています。
・ なお、本市の条例では、公立保育所も民間保育園も同じく、保育士の人数を国の基準より上乗せした配置基準を定めています。

Q11 民間移管後、現在働いている保育士（先生）達はどうなりますか？

A11・ 公立保育所の正規職員は、民間移管後、他の公立保育所に異動となります。
・ 会計年度任用職員（非常勤職員）は、希望する場合には、引き続き移管後の民間保育園で働くことができるよう、移管先法人に配慮を求めます。
（希望しない場合にも、近隣の公立保育所への配置等について配慮します。）

Q12 民間保育園だと、運営が不安定になりませんか？

A12・ 本市の民間移管においては、運営の安定性等の観点から、移管先法人は、株式会社等に比べて公的関与が強く公益性が高い非営利法人である社会福祉法人及び学校法人に限ります。
・ また、民間保育園に対しては、法令に基づき、市が保護者から徴収した保育料と合わせ、運営に要する費用は市が施設に支払います。

Q13 他の公立保育所への転所は認められるのですか？

A13・ 民間移管の前に、民間移管を理由として他の公立保育所への転所を希望する方に対しては、転所の決定にあたって、配慮します。